

## 地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細

市町村名： 新庄市

## ○地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に関する事項

(地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第17条第2項第1号～第4号関係)

## 1. 地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細

- 山形県地域公共交通計画<施策・事業3-2-1>地域内交通ネットワークについて、市内関係者及び隣接地域の意見を踏まえた改善や見直しの検討等を定期的に行う。
  - ・地域公共交通活性化協議会兼地域公共交通会議等おける、市内交通ネットワークの課題に関する年2回程度の定期的な協議・検証、及び、系統・便数・運行ダイヤ等の見直し・改善（新庄市）
- 山形県地域公共交通計画<施策・事業1-1-1><1-2-1>によって整備・運用されている山形県地域公共交通情報共有基盤に対し、GTFS-JP等のデータを適時適切に提供する。（新庄市、事業者）
  - ・GTFS-JPの作成・提供（新庄市）
- 山形県地域公共交通計画の<施策・事業3-1-1>に基づき、特に本事業の対象路線・サービスが接続する地域間交通ネットワークの維持・強化を図る。（新庄市）
  - ・地域公共交通計画の<施策・事業2-1-1>によって導入される交通系ICカードについて、市民や来訪者への普及啓発（事業者、新庄市）
  - ・本事業対象路線・サービスに対して交通系ICカードの導入の検討（新庄市、事業者）
- その他、公共交通サービスの利用促進や改善のための事業を実施する。
  - ・高等学校を中心にチラシ等を配布し、市営バスの利用促進を図る（新庄市、事業者）。
  - ・市民団体に対し、市営バスまちなか循環線の乗り方教室を開催する（新庄市、事業者）。

## 2. 運行系統の概要及び運行予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を作成し添付

## 3. 運行系統の利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法

- 山形県地域公共交通計画 大目標 数値目標2の新庄市相当分の達成
  - ・県全体目標値（目標年度 R6 年度末）  
R E S A S の移動実態数値（本県への来訪者数等）：県外 60,000 人、県内 70,000 人
  - ・新庄市目標値（目標年度 R6 年度末）  
県外 1,900 人、県内 1,300 人
- 山形県地域公共交通計画 中目標（3）数値目標3の新庄市相当分の達成
  - ・県全体目標値（目標年度 R6 年度末）  
市町村総合交付金対象路線・サービス（本計画対象系統を含む地域内交通ネットワーク全体）の人口あたりの乗車人員：2.50 回／人
  - ・新庄市の目標値（目標年度 R6 年度末）  
0.3 回／人（直近年度の実績 8,272 人）
- 山形県地域公共交通計画 中目標（3）数値目標4の新庄市相当分の達成
  - ・県全体目標値（目標年度 R6 年度末）  
市町村の移動サービスに対する負担額  
地域鉄道 : 7,203 万 6 千円（直近年度の実績 5,602 万 8 千円）  
路線バス : 4 億 6,000 万円（直近年度の実績 5 億 926 万 7 千円）  
コミュニティバス：4 億 4,000 万円（直近年度の実績 4 億 9,030 万 1 千円）  
デマンド交通：1 億 5,000 万円（直近年度の実績 1 億 9,722 万 8 千円）  
タクシー : 1 億円（直近年度の実績 0 円）
  - ・新庄市目標値（目標年度 R6 年度末）  
（当該市町村が支出している交通モードの目標値、現況地を記載）  
市営バス：14,800,000 円（直近年度の実績 16,361,251 円）
- 上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標）
  - 土内線路線（国庫補助対象路線）の年間利用者数：2,500 人以上（直近年度の実績 2,149 人）
  - 土内路線の収支率：10%以上（直近年度の実績 8.5%）
  - 土内路線への市負担額 2,400,000 円（直近年度の実績 2,657,351 円）
  - 芦沢線路線（国庫補助対象路線）の年間利用者数：1,900 人以上（直近年度の実績 1,282 人）
  - 芦沢路線の収支率：10%以上（直近年度の実績 8.8%）
  - 芦沢路線への市負担額 1,340,000 円（直近年度の実績 1,489,454 円）
  - まちなか循環線路線（国庫補助対象路線）の年間利用者数：5,300 人以上（直近年度の実績 4,841 人）
  - まちなか循環線路線の収支率：32%以上（直近年度の実績 29.1%）
  - まちなか循環線路線への市負担額 11,000,000 円（直近年度の実績 12,214,446 円）
- 事業の効果
  - ・上記路線を維持することにより、土内地区及び芦沢地区の沿線集落の高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。
- 上記目標・細目標の評価手法・測定方法
  - ・上記目標・細目標の年度毎の達成状況について、最新の R E S A S の数値や事業者等から提出された利用者数・収支率等の実績を基に、新庄市公共交通会議や山形県地域公共交通活性化協議会において評価・検討を行う。

## 4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る新庄市営バスまちなか循環線、土内線、芦沢線路線について、その運行に係る費用総額 21,775,751 円のうち、新庄市から運行事業者への負担金及び委託料については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

また、新庄市営バスまちなか循環線、土内線、芦沢線路線への上記新庄市の負担額及び委託額も含めた「別紙（山形県市町村総合交付金申請予定事業一覧）」に記載された交通サービスに対する新庄市の負担については、山形県市町村総合交付金交付要綱に基づき、一定額を県が負担する。

## ○車両減価償却費等国庫補助金に関する事項

（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 21 条第 1 号～第 4 号関係）

## 5. 車両の取得に係る目的・必要性

**【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

該当なし

## 6. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

**【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

## (1) 事業の目標

該当なし

## (2) 事業の効果

該当なし

7. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者 **【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

該当なし

8. 車両の取得に要する費用の総額、負担者とその負担額 **【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

該当なし

## ○その他申請に関する事項

## 9. 協議会の開催状況と主な議論

## ○山形県地域公共交通活性化協議会（全体協議会）

<令和 2 年度>

- ・令和 2 年 4 月 23 日（第 1 回）：協議会の設立、公開原則の議決 等
- ・令和 2 年 7 月 15 日（第 2 回）：地域公共交通計画策定に向けた議論
- ・令和 2 年 10 月 26 日（第 3 回）：地域公共交通計画骨子案の議論
- ・令和 3 年 1 月 28 日（第 4 回）：地域公共交通計画素案の議論
- ・令和 3 年 3 月 23 日（第 5 回）：地域公共交通計画案の議論

<令和 3 年度>

・令和3年6月 日（第1回）：国庫補助要綱改正を踏まえた地域公共交通計画の修正についての議論

○ 山形県地域公共交通活性化協議会（地域別部会）

<令和2年度>

山形県地域公共交通活性化協議会最上地域別部会

- ・令和2年10月5日（第1回）：地域公共交通計画策定に向けた地域課題の整理
- ・令和3年1月19日（第2回）：地域公共交通計画素案に対する地域の意見整理

○ 新庄市地域公共交通活性化協議会兼新庄市地域公共交通会議

<令和2年度>

（第1回）

- ・令和2年度のスケジュールについて
- ・地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請書（案）について

（第2回）

- ・新庄市地域公共交通網形成計画の中間評価について

（第3回）※書面協議

- ・新庄市市営バス運行に関わる継続申請について
- ・地域公共交通確保維持改善事業・事業評価について

<令和3年度>※開催日未定

- ・新庄市内における公共交通空白地域の解消に向けた取組みについて

○ その他公共交通関連会合・住民説明会等

- ・公共交通に関する意見交換（開催日未定）

○ 山形県主催の補助要綱改正等の内容説明会

- ・令和3年4月20日：補助要綱の改正とそれに伴う県計画の修正の説明・質疑応答

## 10. 利用者等の意見の反映状況

山形県地域公共交通活性化協議会及びその地域別部会については、原則すべての資料及び議事が協議会事務局（山形県）により新庄市民も含めた県民全てに公開され、議事やその他地域公共交通に関する意見の提供ができる状況にあり、提供された意見については、施策の反映につなげている。

本市では、新庄地域公共交通活性化協議会の構成員として、市民及び利用者代表の参画を得ている。

## 11. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を作成し添付

### 【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）山形県新庄市沖の町10番37号

（所 属）新庄市総合政策課 企画政策室

（氏 名）中嶋 祐樹

（電 話）0233-22-2115

（e-mail）seisaku@city.shinjo.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

4年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
新庄市	山交バス株式会社	(1) まちなか循環 右回り線	新庄駅	新庄市役所	新庄駅	往19.2km 循環	240日	960回		路線定期運行	①	新庄駅及び県立病院 で地域間幹線系統金山 線と接続	③
		(2) まちなか循環 左回り線	新庄駅	新庄市役所	新庄駅	往18.9km 循環	240日	960回		路線定期運行	①	新庄駅及び県立病院 で地域間幹線系統金山 線と接続	③
	最上観光タクシー株式会社	(3) 土内線	県立新 庄病院 前	中山、小泉	土内	往21.4km 復21.4km	243日	486回		路線定期運行	①	新庄駅及び県立病院 で地域間幹線系統金山 線と接続	②
		(4) 芦沢線	県立新 庄病院 前	本宮町	芦沢	往11.9km 復11.9km	243日	486回		路線定期運行	①	新庄駅及び県立病院 で地域間幹線系統金山 線と接続	②
		(5)				往 km 復 km	日	回					

(注)

1. 区域運行及び乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
5. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
6. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
7. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

5年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利 便 増 進 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
新庄市	山交バス株式会社	(1) まちなか循環 右回り線	新庄駅	新庄市役所	新庄駅	往19.2km 循環	243日	972回		路線定期運行	①	新庄駅及び県立病院 で地域間幹線系統金 山線と接続	③
		(2) まちなか循環 左回り線	新庄駅	新庄市役所	新庄駅	往18.9km 循環	243日	972回		路線定期運行	①	新庄駅及び県立病院 で地域間幹線系統金 山線と接続	③
	最上観光タクシー株式会社	(3) 土内線	県立新 庄病院 前	中山、小泉	土内	往21.4km 復21.4km	245日	490回		路線定期運行	①	新庄駅及び県立病院 で地域間幹線系統金 山線と接続	③
		(4) 芦沢線	県立新 庄病院 前	本宮町	芦沢	往11.9km 復11.9km	245日	490回		路線定期運行	①	新庄駅及び県立病院 で地域間幹線系統金 山線と接続	③
		(5)				往 km 復 km	日	回					

(注)

1. 区域運行及び乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
5. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
6. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
7. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
新庄市	山交バス株式会社	(1) まちなか循環 右回り線	新庄駅	新庄市役所	新庄駅	往19.2km 循環	243日	972回		路線定期運行	①	新庄駅及び県立病院 で地域間幹線系統金山 線と接続	③
		(2) まちなか循環 左回り線	新庄駅	新庄市役所	新庄駅	往18.9km 循環	243日	972回		路線定期運行	①	新庄駅及び県立病院 で地域間幹線系統金山 線と接続	③
	最上観光タクシー株式会社	(3) 土内線	県立新 庄病院 前	中山、小泉	土内	往21.4km 復21.4km	244日	488回		路線定期運行	①	新庄駅及び県立病院 で地域間幹線系統金山 線と接続	③
		(4) 芦沢線	県立新 庄病院 前	本宮町	芦沢	往11.9km 復11.9km	244日	488回		路線定期運行	①	新庄駅及び県立病院 で地域間幹線系統金山 線と接続	③
		(5)				往 km 復 km	日	回					

(注)

1. 区域運行及び乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
5. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
6. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
7. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

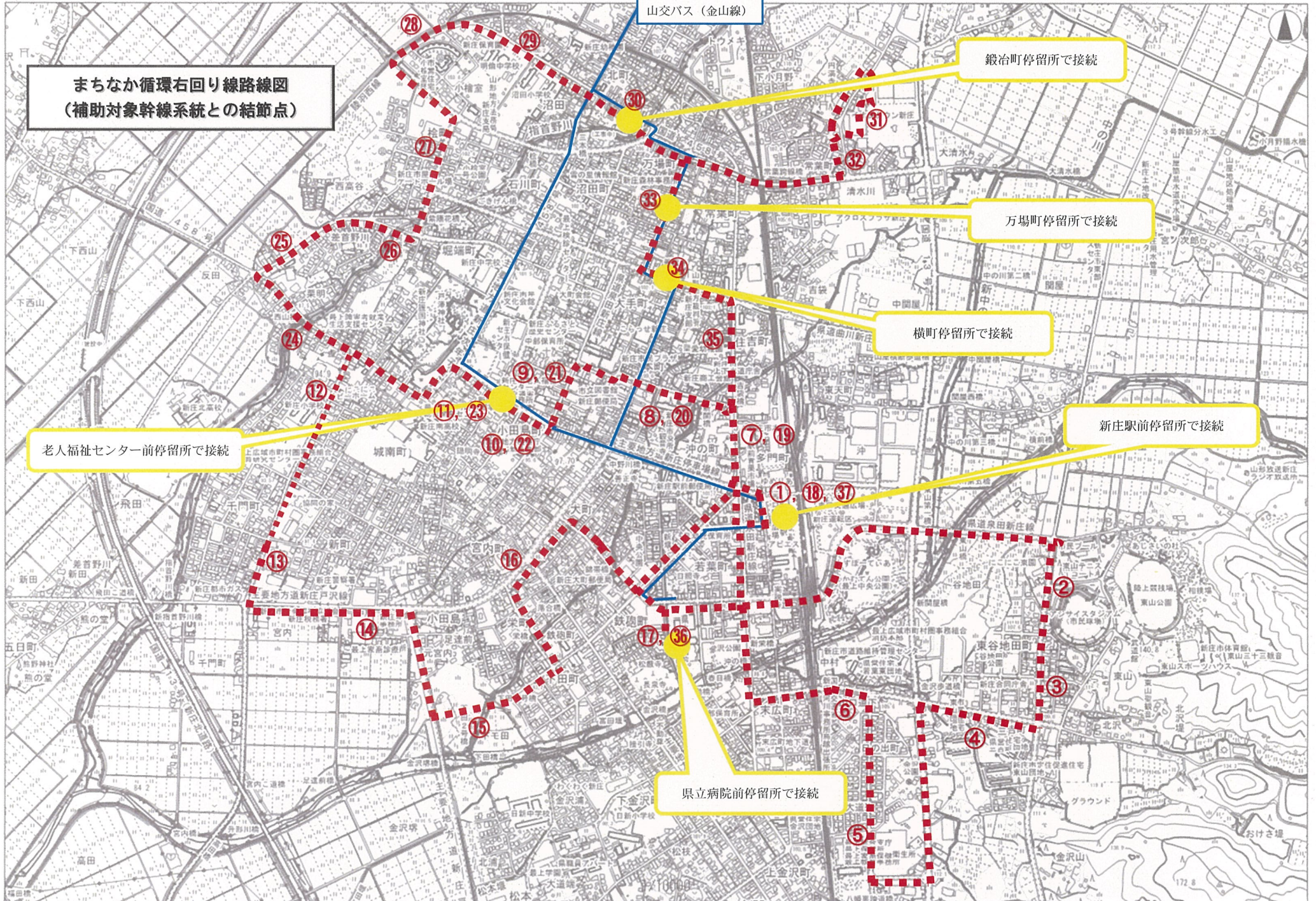
7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
新庄市	山交バス株式会社	(1) まちなか循環 右回り線	新庄駅	新庄市役所	新庄駅	往19.2km 循環	242日	968回		路線定期運行	①	新庄駅及び県立病院 で地域間幹線系統金 山線と接続	③
		(2) まちなか循環 左回り線	新庄駅	新庄市役所	新庄駅	往18.9km 循環	242日	968回		路線定期運行	①	新庄駅及び県立病院 で地域間幹線系統金 山線と接続	③
	最上観光タクシー株式会社	(3) 土内線	県立新 庄病院 前	中山、小泉	土内	往21.4km 復21.4km	244日	488回		路線定期運行	①	新庄駅及び県立病院 で地域間幹線系統金 山線と接続	③
		(4) 芦沢線	県立新 庄病院 前	本宮町	芦沢	往11.9km 復11.9km	244日	488回		路線定期運行	①	新庄駅及び県立病院 で地域間幹線系統金 山線と接続	③
		(5)				往 km 復 km	日	回					

(注)

1. 区域運行及び乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
5. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
6. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
7. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。





**まちなか循環右回り線路線図  
(補助対象幹線系統との結節点)**

山交バス (金山線)

鍛冶町停留所で接続

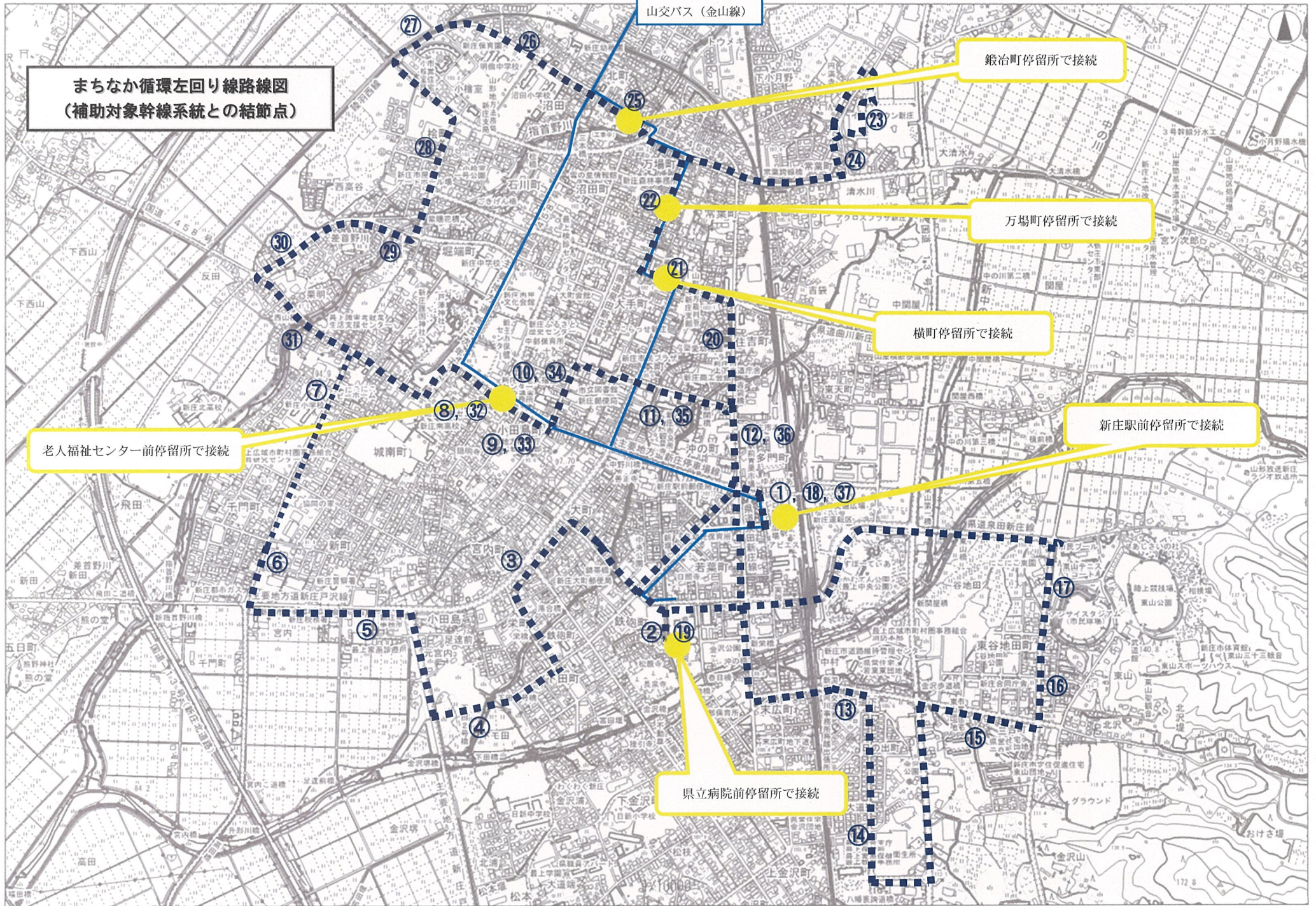
万場町停留所で接続

横町停留所で接続

新庄駅前停留所で接続

老人福祉センター前停留所で接続

県立病院前停留所で接続



まちなか循環左回り線路線図  
(補助対象幹線系統との結節点)

山交バス (金山線)

鍛冶町停留所で接続

万場町停留所で接続

横町停留所で接続

新庄駅前停留所で接続

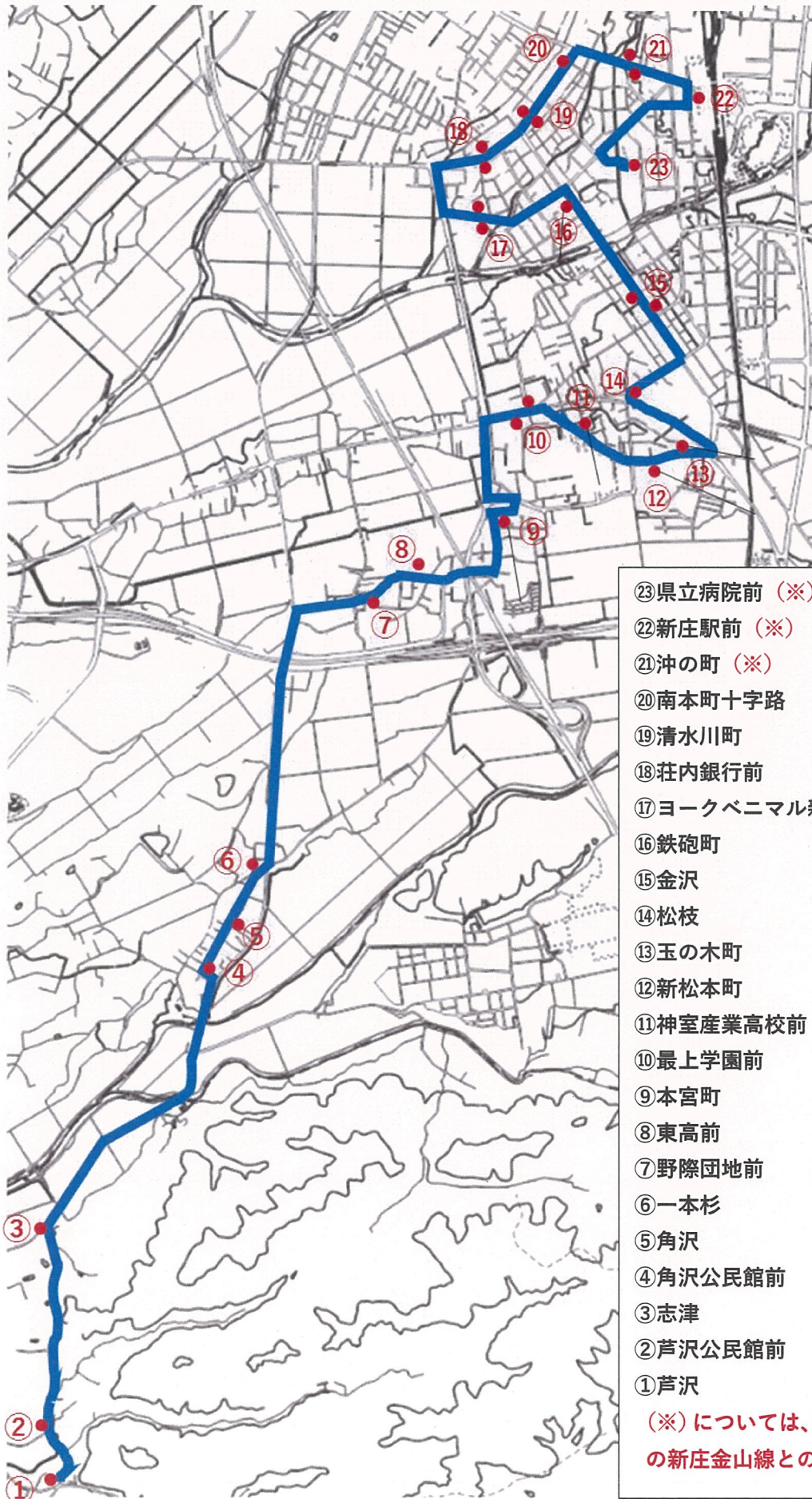
老人福祉センター前停留所で接続

県立病院前停留所で接続

まちなか循環線時刻表

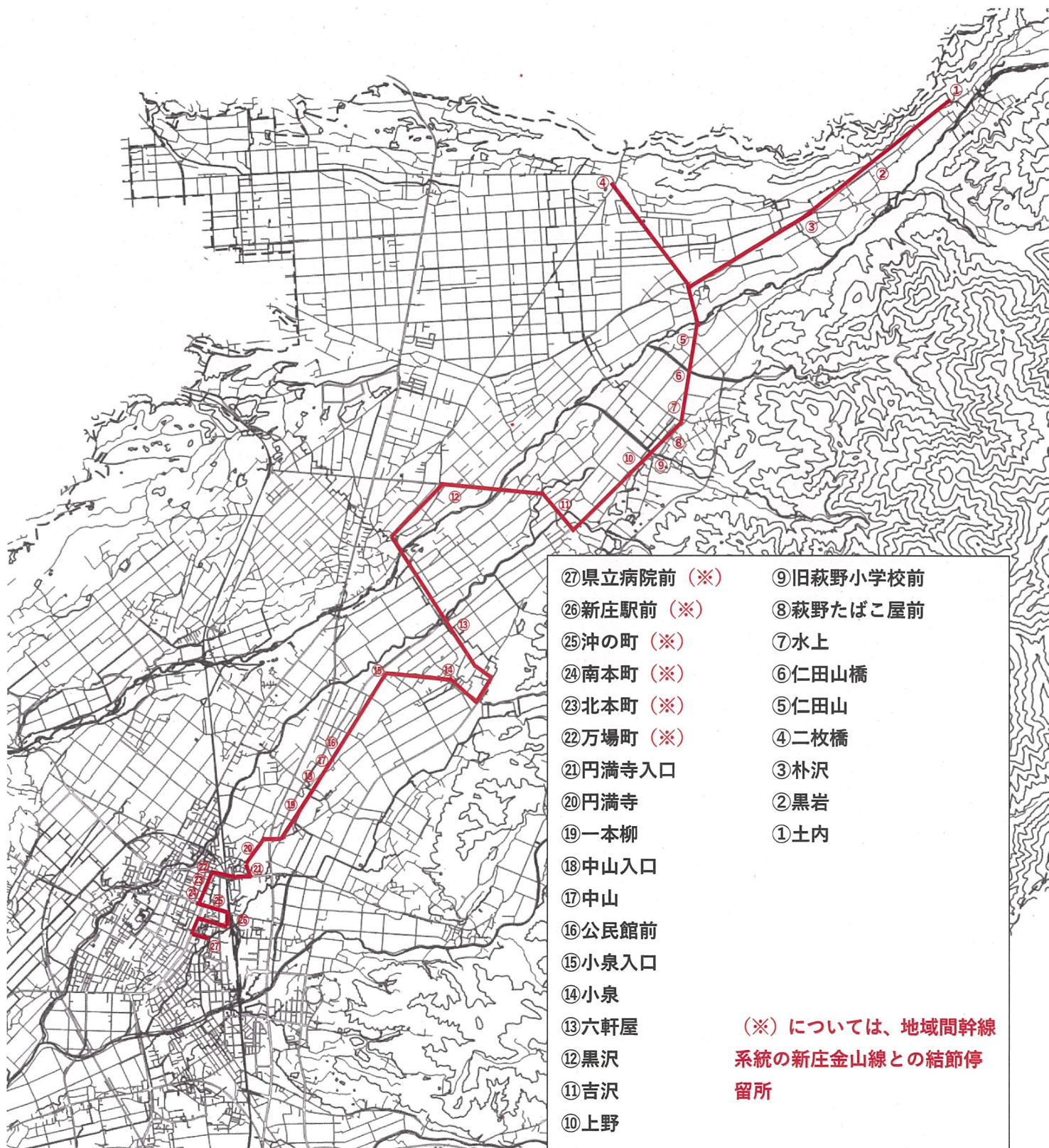
右回り	第1便	第3便	第5便	第7便	左回り	第2便	第4便	第6便	第8便
新庄駅前	7:20	10:00	13:10	15:50	新庄駅前	8:32	11:12	14:22	17:02
野球場前	7:25	10:05	13:15	15:55	県立病院前	8:36	11:16	14:26	17:06
東山町	7:25	10:05	13:15	15:55	清水川町	8:39	11:19	14:29	17:09
東山薬局前	7:26	10:06	13:16	15:56	ヨークベニマル新庄下田駅前	8:42	11:22	14:32	17:12
ヤマザワ新庄駅前	7:30	10:10	13:20	16:00	新町	8:45	11:25	14:35	17:15
同人社前	7:31	10:11	13:21	16:01	千門町	8:47	11:27	14:37	17:17
JA新庄市前	7:35	10:15	13:25	16:05	ペットクリニック山科前	8:48	11:28	14:38	17:18
市役所前	7:36	10:16	13:26	16:06	老人福祉センター前	8:50	11:30	14:40	17:20
図書館前	7:37	10:17	13:27	16:07	小田島町	8:51	11:31	14:41	17:21
小田島町	7:38	10:18	13:28	16:08	図書館前	8:52	11:32	14:42	17:22
老人福祉センター前	7:39	10:19	13:29	16:09	市役所前	8:53	11:33	14:43	17:23
ナカムラ薬局前	7:41	10:21	13:31	16:11	JA新庄市前	8:54	11:34	14:44	17:24
千門町	7:42	10:22	13:32	16:12	同人社前	8:57	11:37	14:47	17:27
新町	7:44	10:24	13:34	16:14	ヤマザワ新庄駅前	8:58	11:38	14:48	17:28
ヨークベニマル新庄下田駅前	7:46	10:26	13:36	16:16	わかほ調剤薬局東山店前	9:02	11:42	14:52	17:32
清水川町	7:49	10:29	13:39	16:19	東山町	9:03	11:43	14:53	17:33
県立病院前	7:52	10:32	13:42	16:22	野球場前	9:03	11:43	14:53	17:33
新庄駅前	7:56	10:36	13:46	16:26	新庄駅前	9:08	11:48	14:58	17:38
JA新庄市前	7:58	10:38	13:48	16:28	県立病院前	9:12	11:52	15:02	17:42
市役所前	7:59	10:39	13:49	16:29	住吉町	9:16	11:56	15:06	17:46
図書館前	8:00	10:40	13:50	16:30	横町	9:17	11:57	15:07	17:47
小田島町	8:01	10:41	13:51	16:31	万場町	9:18	11:58	15:08	17:48
老人福祉センター前	8:02	10:42	13:52	16:32	マックスバリュ新庄店	9:21	12:01	15:11	17:51
堀端町	8:04	10:44	13:54	16:34	円満寺入口	9:23	12:03	15:13	17:53
北高口	8:06	10:46	13:56	16:36	鍛冶町	9:25	12:05	15:15	17:55
川原町	8:06	10:46	13:56	16:36	渡部餅屋前	9:26	12:06	15:16	17:56
郷野目ストア桧町駅前	8:07	10:47	13:57	16:37	小桧室団地	9:27	12:07	15:17	17:57
小桧室団地	8:09	10:49	13:59	16:39	郷野目ストア桧町駅前	9:29	12:09	15:19	17:59
渡部餅屋前	8:10	10:50	14:00	16:40	川原町	9:30	12:10	15:20	18:00
鍛冶町	8:11	10:51	14:01	16:41	北高口	9:30	12:10	15:20	18:00
マックスバリュ新庄店	8:14	10:54	14:04	16:44	堀端町	9:32	12:12	15:22	18:02
円満寺入口	8:16	10:56	14:06	16:46	老人福祉センター前	9:34	12:14	15:24	18:04
万場町	8:19	10:59	14:09	16:49	小田島町	9:35	12:15	15:25	18:05
横町	8:20	11:00	14:10	16:50	図書館前	9:36	12:16	15:26	18:06
住吉町	8:21	11:01	14:11	16:51	市役所前	9:37	12:17	15:27	18:07
県立病院前	8:24	11:04	14:14	16:54	JA新庄市前	9:38	12:18	15:28	18:08
新庄駅前	8:28	11:08	14:18	16:58	新庄駅前	9:40	12:20	15:30	18:10

# 芦沢線路線図



- ②③ 県立病院前 (※)
  - ②② 新庄駅前 (※)
  - ②① 沖の町 (※)
  - ②① 南本町十字路
  - ①⑨ 清水川町
  - ①⑧ 荘内銀行前
  - ①⑦ ヨークベニマル新庄下田店前
  - ①⑥ 鉄砲町
  - ①⑤ 金沢
  - ①④ 松枝
  - ①③ 玉の木町
  - ①② 新松本町
  - ①① 神室産業高校前
  - ①⑩ 最上学園前
  - ①⑨ 本宮町
  - ①⑧ 東高前
  - ①⑦ 野際団地前
  - ①⑥ 一本杉
  - ①⑤ 角沢
  - ①④ 角沢公民館前
  - ①③ 志津
  - ①② 芦沢公民館前
  - ①① 芦沢
- (※) については、地域間幹線系統の新庄金山線との結節停留所

# 土内線路線図



- |              |           |
|--------------|-----------|
| ②⑦ 県立病院前 (※) | ⑨ 旧萩野小学校前 |
| ②⑥ 新庄駅前 (※)  | ⑧ 萩野たばこ屋前 |
| ②⑤ 沖の町 (※)   | ⑦ 水上      |
| ②④ 南本町 (※)   | ⑥ 仁田山橋    |
| ②③ 北本町 (※)   | ⑤ 仁田山     |
| ②② 万場町 (※)   | ④ 二枚橋     |
| ②① 円満寺入口     | ③ 朴沢      |
| ②⑦ 円満寺       | ② 黒岩      |
| ②⑥ 一本柳       | ① 土内      |
| ②⑤ 中山入口      |           |
| ②④ 中山        |           |
| ②③ 公民館前      |           |
| ②② 小泉入口      |           |
| ②① 小泉        |           |
| ②⑦ 六軒屋       |           |
| ②⑥ 黒沢        |           |
| ②⑤ 吉沢        |           |
| ②④ 上野        |           |
- (※) については、地域間幹線系統の新庄金山線との結節停留所

土内線時刻表

土内線 上り	第1便	第3便	土内線 下り	第2便	第4便
土内	7:40	13:50	県立病院前	13:00	15:40
黒岩	7:41	13:51	新庄駅前	13:03	15:43
朴沢	7:42	13:52	沖の町	13:04	15:44
二枚橋	7:46	13:56	南本町	13:05	15:45
仁田山	7:50	14:00	北本町	13:06	15:46
仁田山橋	7:51	14:01	万場町	13:08	15:48
水上	7:52	14:02	円満寺入口	13:10	15:50
萩野たばこ屋前	7:53	14:03	円満寺	13:10	15:50
旧萩野小学校前	7:53	14:03	一本柳	13:12	15:52
上野	7:54	14:04	中山入口	13:12	15:52
吉沢	7:55	14:05	中山	13:13	15:53
黒沢	7:56	14:06	公民館前	13:13	15:53
六軒屋	8:00	14:10	小泉入口	13:14	15:54
小泉	8:03	14:13	小泉	13:17	15:57
小泉入口	8:06	14:16	六軒屋	13:20	16:00
公民館前	8:07	14:17	黒沢	13:24	16:04
中山	8:07	14:17	吉沢	13:25	16:05
中山入口	8:08	14:18	上野	13:26	16:06
一本柳	8:08	14:18	旧萩野小学校前	13:27	16:07
円満寺	8:10	14:20	萩野たばこ屋前	13:27	16:07
円満寺入口	8:10	14:20	水上	13:28	16:08
万場町	8:12	14:22	仁田山橋	13:29	16:09
北本町	8:14	14:24	仁田山	13:30	16:10
南本町	8:15	14:25	二枚橋	13:34	16:14
沖の町	8:16	14:26	朴沢	13:38	16:18
新庄駅前	8:17	14:27	黒岩	13:39	16:19
県立病院前	8:20	14:30	土内	13:40	16:20

芦沢線時刻表

芦沢線 上り	第1便	第3便	芦沢線 下り	第2便	第4便
芦沢	9:00	11:39	県立病院前	11:00	14:40
芦沢公民館前	9:01	11:40	新庄駅前	11:03	14:43
志津	9:03	11:42	沖の町	11:04	14:44
角沢公民館前	9:05	11:44	南本町十字路	—	—
角沢	9:06	11:45	清水川町	11:05	14:45
一本杉	9:07	11:46	荘内銀行前	11:06	14:46
野際団地前	9:09	11:48	ヨークベニマル新庄下田店前	11:08	14:48
東高前	9:09	11:48	鉄砲町	—	—
本宮町	9:10	11:49	金沢	11:12	14:52
最上学園前	9:11	11:50	松枝	11:14	14:54
神室産業高校前	9:12	11:51	玉の木町	11:16	14:56
新松本町	9:13	11:52	新松本町	11:16	14:56
玉の木町	9:13	11:52	神室産業高校前	11:17	14:57
松枝	9:15	11:54	最上学園前	11:18	14:58
金沢	9:17	11:56	本宮町	11:19	14:59
鉄砲町	9:19	11:58	東高前	11:20	15:00
ヨークベニマル新庄下田店前	9:20	11:59	野際団地前	11:20	15:00
荘内銀行前	9:22	12:01	一本杉	11:22	15:02
清水川町	9:23	12:02	角沢	11:23	15:03
南本町十字路	9:24	12:03	角沢公民館前	11:24	15:04
沖の町	9:25	12:04	志津	11:26	15:06
新庄駅前	9:26	12:05	芦沢公民館前	11:28	15:08
県立病院前	9:29	12:08	芦沢	11:29	15:09

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	新庄市
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	18,041
交通不便地域等	

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び

特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
山形県地域公共交通計画	令和3年3月	
新庄市地域公共交通網形成計画	平成30年3月	

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)⑩))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、利便増進特例又は運送継続特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

人口集中地区 (市全体図)





区(市街地拡大図)

